

京都府福知山児童相談所管内の動向 (京都府北部家庭支援センター)

- ▶ 組織体制（配布なし）
- ▶ 一時保護所（配布なし）
- ▶ 児童相談所の機能
- ▶ 統計（業務概要より）
- ▶ 一時保護ガイドライン
- ▶ こどもの意見聴取等措置

令和7年7月18日

相談の種類及び主な内容

養護相談

1 児童虐待相談

(1) 身体的虐待 身体・健康に危険のある身体的な暴行

(2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要

(3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭での配偶者、家族に対する暴力

(4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児

2 その他の相談 父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談

保健相談

3 保健相談 未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談

障害相談

4 肢体不自由相談 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

5 視聴覚障害相談 盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談

6 言語発達障害等相談

構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。

7 重症心身障害相談 重症心身障害児（者）に関する相談

8 知的障害相談 知的障害児に関する相談

9 発達障害相談 自閉症、アルペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等

非行相談

- 10 ぐ犯等相談 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
- 11 触法行為等相談 触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。

育成相談

- 12 性格行動相談 子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
- 13 不登校相談 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。
- 14 適性相談 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
- 15 育児・しつけ相談 家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
- 16 その他の相談 1～15のいずれにも該当しない相談

児童相談所の機能

相談

- ・子どもの福祉に関するあらゆる相談を受け、必要に応じて社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等により専門的な角度から総合的に診断し、援助指針を定め、援助を行う。

市町村への援助

- ・市町村への助言等支援、情報提供、研修、業務調整等

一時保護

- ・必要に応じて子どもを家庭から一時的に分離

○緊急保護／職権保護

子どもの安全確保

○行動観察

援助方針検討のために
生活面から子どもを観察

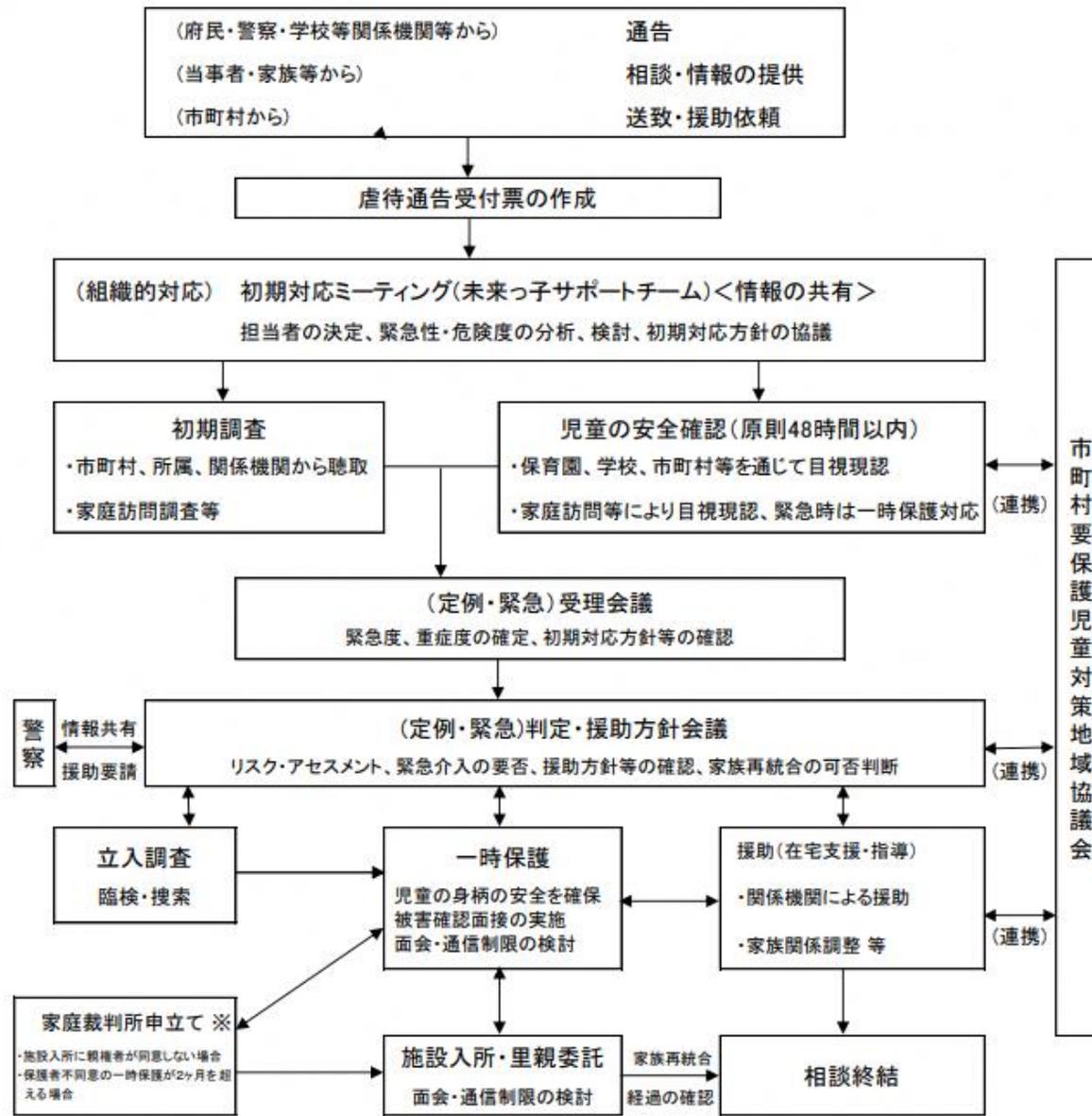
○短期入所指導

心理的診断・援助、カウンセリング、生活指導

措置

- ・子ども又は保護者を児童福祉司等に指導させ、
又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、
又は里親に委託する。

虐待相談での基本的な 対応の流れ



※ その他、親権喪失、親権停止、管理権喪失を申し立てること

※ 平成29年6月の児童福祉法改正により、保護者不同意の一時保護が2ヶ月を超える場合には、2ヶ月を超えるごとに家庭裁判所の承認が必要となった。

なお、一時保護中は児童相談所長が、施設等入所措置中には施設長等がそれぞれ監護措置をとることができ、親権者等は当該監護措置を不当に妨げてはならない旨、法に規定されている。

児童相談所の主な権限

●一時保護(児童福祉法第33条)

児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であって、必要があると認めるときは、(略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。 ⇒司法審査導入

●措置(児童福祉法第26条第1項第2号、同第27条第1項第1号～4号)

児童相談所長の行う行政処分としての措置には、訓戒・誓約、児童福祉司等による指導及び指導の委託、施設入所・里親委託の決定、非行事案の家庭裁判所送致等があります。

●立入調査(児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条～10条)

児童虐待が行われているおそれがあり、子どもの安全確認ができない場合は、職員を子どもの住所又は居所に立ち入らせ、必要な調査・質問をさせることができます。

●臨検、搜索(児童虐待防止法第9条の3～第10条の6)

保護者が立入調査を拒む、妨げる、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、子どもの安全の確保のため、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、職員等に子どもの住所もしくは居所に臨検させ、または子どもを搜索させることができます。

臨検:住居等に強制力を伴って立ち入ること

搜索:住居その他の場所に人の発見を目的として探し出すこと

●家事審判の申立(児童福祉法第28条、第33条の7及び第33条の8)

虐待等により著しく児童の福祉を害する状態にもかかわらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所に申し立て、承認を得た上で施設入所措置等を行うことができます。

また、上記の家庭裁判所の承認を得て施設入所するだけでは子どもの福祉を守れないと判断される場合は、親権停止・親権喪失の申立を行うことができます。

なお、親権を行う者がいない子どもについては、家庭裁判所へ未成年後見人の選任の申立を行うこととされています。

児童相談所と市町村の役割分担

保護者から分離をする介入が必要あるいは介入を視野に入れた対応が必要な「生命の危機」、「重度」、「中度」の比較的リスクの高いケースについては権限のある児童相談所が主に担当し、地域での子育て支援の実施や養育方法の改善等による育児負担の軽減等で状況が改善される見込みがある「軽度」、「危惧」の比較的リスクの低いケースについては市町村が主に担当します。

ただし、ケースによっては「軽度」のケースでも児童相談所が担当することが考えられますし、「中度」のケースでも市町村が担当することも考えられます。

いずれの場合であっても、児童相談所と市町村がアセスメントを通じて共通理解をし、支援の方針からどちらが担当することが適切か協議を行った上で判断することが大切です。

その上で児童相談所と市町村は、お互いにのりしろ型の支援が必要であり、常に情報交換して支援方法を確認していく必要があります。

なお、ケースの状態は改善したり、悪化したりとその時々で状況が変化するため、要保護児童対策地域協議会における実務者会議又は個別ケース検討会議において、適宜対応機関の見直しが必要になってきます。

1 相談受付状況

(1) 経路別受付状況

(令和5年度) 単位: 件

経路別 区分	都道府県		市町村	児童委員	施設	警察	家裁	保健所	医療機関	学校・幼稚園	教育委員会	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
	都道府県	市町村															
センター	39	58	1	5	364	0	0	43	6	0	1	335	73	6	108	1,039	
宇治	154	105	0	17	825	1	0	45	13	3	5	1,011	137	14	245	2,575	
福知山	77	95	3	3	327	12	0	34	13	2	0	408	75	10	69	1,128	
合計	270	258	4	25	1,516	13	0	122	32	5	6	1,754	285	30	422	4,742	
率(%)	5.7%	5.4%	0.08%	0.5%	32.0%	0.27%	0.00%	2.6%	0.67%	0.11%	0.13%	37.0%	6.0%	0.63%	8.9%	100.0%	

注:「市町村」欄は、市福祉事務所、保健センター、市町村のその他の機関である。

「施設」欄は児童福祉施設、保育所、認定こども園、児童家庭支援センターなどである。

(2) 相談内容別受付状況

(令和5年度) 単位: 件

内容別 区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他 相談	合計
	虐待	養護		肢体	視聴覚	言語	重心	知的障害	発達障害	〈犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
センター	451	28	0	0	0	0	7	329	2	17	17	12	2	0	0	174	1,039
宇治	1,210	77	0	2	1	0	8	919	5	25	69	56	11	0	1	191	2,575
福知山	580	51	0	29	1	0	5	302	0	14	30	34	6	0	0	76	1,128
合計	2,241	156	0	31	2	0	20	1,550	7	56	116	102	19	0	1	441	4,742
率(%)	47.3%	3.3%	0.00%	0.65%	0.04%	0.0%	0.42%	32.7%	0.15%	1.2%	2.4%	2.2%	0.4%	0.00%	0.02%	9.30%	100.0%

(4) 市町村別・相談内容別受付状況

(令和5年度) 単位:件

区分	市・郡	市町村	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他相談	計	前年度
			虐待	養護		肢体	視聴覚	言語	重心	知的障害	発達障害	く犯	触法	性格行動	不登校	溺性	しつけ			
センター	4市	亀岡市	132	8	0	0	0	0	4	95	0	5	5	8	1	0	0	29	287	365
		向日市	93	2	0	0	0	0	1	76	0	4	2	0	0	0	0	58	236	240
		長岡京市	128	10	0	0	0	0	1	73	0	6	6	2	0	0	0	65	291	248
		南丹市	40	1	0	0	0	0	1	36	1	1	1	2	1	0	0	2	86	92
	乙訓郡	大山崎町	35	1	0	0	0	0	0	20	0	0	1	0	0	0	0	20	77	74
	船井郡	京丹波町	12	0	0	0	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	20	39
	その他		11	6	0	0	0	0	0	22	1	0	2	0	0	0	0	0	42	32
計 4市2町			451	28	0	0	0	7	329	2	17	17	12	2	0	0	174	1,039	1,090	
宇治児童相談所	5市	宇治市	459	31	0	1	0	0	4	323	4	8	36	22	5	0	0	37	930	879
		城陽市	143	6	0	0	0	0	0	141	1	3	2	5	3	0	0	1	305	261
		八幡市	151	11	0	1	0	0	0	76	0	8	4	5	1	0	1	34	292	306
		京田辺市	123	4	0	0	0	0	0	108	0	5	8	7	0	0	0	15	270	205
		木津川市	121	3	0	0	0	0	0	132	0	1	7	12	0	0	0	86	362	454
	久世郡	久御山町	41	3	0	0	0	0	1	26	0	0	4	0	0	0	0	3	78	88
	綴喜郡	井手町	13	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	6	28	15
		宇治田原町	15	0	0	0	1	0	0	17	0	0	0	2	0	0	0	2	37	34
	相楽郡	笠置町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1
		和束町	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4
		精華町	45	6	0	0	0	0	1	44	0	0	6	0	2	0	0	5	109	148
		南山城村	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	その他		97	13	0	0	0	0	2	37	0	0	2	2	0	0	0	2	155	106
計 5市6町1村			1,210	77	0	2	1	0	8	919	5	25	69	56	11	0	1	191	2,575	2,504
福知山児童相談所	5市	福知山市	225	18	0	7	0	0	2	105	0	4	1	12	1	0	0	30	405	333
		舞鶴市	128	16	0	15	1	0	2	85	0	5	8	5	2	0	0	21	288	289
		綾部市	57	5	0	4	0	0	0	27	0	2	17	7	1	0	0	1	121	115
		宮津市	30	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	6	0	0	0	0	51	75
		京丹後市	78	4	0	3	0	0	1	53	0	3	2	3	0	0	0	18	165	150
	与謝郡	与謝野町	42	3	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	5	65	86
		伊根町	4	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1
その他		16	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	2	0	0	1	26	28	
計 5市2町			580	51	0	29	1	0	5	302	0	14	30	34	6	0	0	76	1,128	1,077
合計			2,241	156	0	31	2	0	20	1,550	7	56	116	102	19	0	1	441	4,742	4,671
前年度			2,721	132	0	20	2	1	19	1,520	10	55	89	79	15	1	3	4	4,671	

※ 本表は市町村別の相談受付件数を示したものである。

※ 市町村欄のその他については、保護者の住所地が管外にあるケースである。

一時保護ガイドライン 改正のポイントより①

- こどもの安全確保と権利制限については、常にこどもの利益に配慮に配慮してバランスを保ちつつ、こども安全や福祉の確保の観点から、こどもの権利制限を行うことに「正当な理由」があるといえるかどうかを十分検討した上で判断を行う
- 外出、通信、面会、行動等のこどもの権利の制限を行う場合には
 - ・ こどもに対して事前にその理由について十分に説明し、理解を得るように努め、こどもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる
 - ・ これらの制限を行う場合には、こどもの安全確保のため必要である旨をこどものほか、面会通信制限など制限の内容等によっては、保護者にも説明するとともに記録に留める
 - ・ 行動自由の制限と保護者との面会通信制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。また、定期的にその必要性について検討し、見直しを行う

一時保護ガイドライン 改正のポイントより②

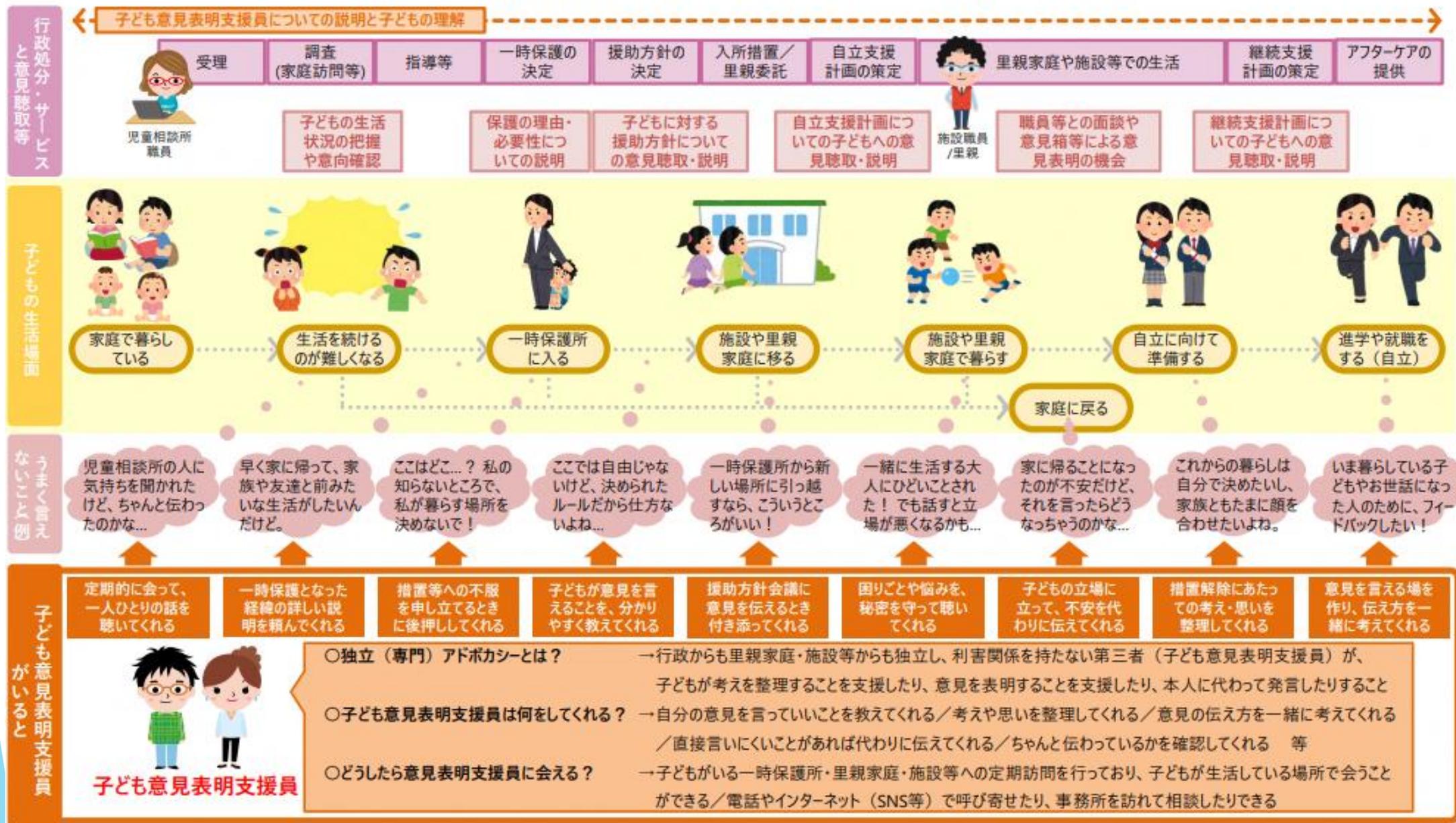
- 一時保護施設における生活上のルール（服装・髪型に関するものも含む。）についてもこどもの権利制限に当たりうることを踏まえた上で、当該ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的に点検・見直しを行うことが求められる旨や、その際は、こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの意見を十分踏まえることが適当であり、例えば、生活全般を通じた私語の禁止やきょうだいで入所している場合にきょうだいであること自体を秘匿させるなど、こどもに心理的な負担を与え、かえってこどもの福祉を損なうようなルールについては、早急に見直すべきである
- 通学については、一時保護施設は、学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない

一時保護の実際 (一時保護ガイドラインより)

- こどもの精神状態を把握
- こどもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援
- こどもを一時的にその養育環境から離す行為
- 養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴う
- 支援に当たっては常にこどもの権利擁護に留意
- 一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする

こどもの意見聴取等措置と意見表明支援事業

図表5 子どもの生活場面に応じた子ども意見表明支援員の関わり方（イメージ）



ありがとうございました。

一つの機関だけではこどもの安全は守れません。
こどもや家庭に関する情報提供にご協力をお願いします。

携わる職員が困難な中にもやりがいを実感できるよう、そして、こどもと家族の笑顔のために、共に意見交換し助け合いましょう。よろしくをお願いします。

